

令和7年度版

米国関税 対応融資

中小企業向け県制度融資

経済変動対策貸付

をご利用ください!



米国関税措置の影響を受ける
中小企業者を支援します

制度改正

令和7年6月11日から適用

米国関税措置の影響による場合、
融資要件が緩和されます!



	現行	米国関税の影響による場合
要件	【売上減少要件】 直近3ヶ月間の売上高が前年同月比10%以上減少している	【売上減少要件】 米国関税措置により、直近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同月比5%以上減少することが見込まれる
融資限度額	5,000万円	経済変動対策貸付全体で8,000万円

融資利率
<固定金利>

1.50% 又は
1.60%

県の
利子補給率

0.47%

信用保証料率

0.28%~
1.20%

「経済変動対策貸付（融資要件の拡充）」の概要

（令和7年6月11日現在）

米国関税による中小企業への影響を緩和するため、米国関税措置による影響を受けた事業者が県制度融資「経済変動対策貸付」を利用する場合の要件を緩和しました。

※現行の「経済変動対策貸付」も引き続きご利用いただけます。

資金名	経済変動対策貸付（現行）	経済変動対策貸付 （米国関税措置の影響による場合）
融資対象者	県内において、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合	
要件	○売上高減少要件 直近3か月間の売上高が前年同月比10%以上減少している中小企業者 ○対象 全業種	○売上高減少要件 米国関税措置により、直近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同月比5%以上減少することが見込まれる中小企業者 ○対象 全業種
資金使途	設備資金、運転資金	同左
融資限度額	5,000万円	経済変動対策貸付全体で8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間：設備3年以内、運転2年以内）	同左
融資利率	年1.50%または1.60%（固定）	同左
利子補給率	0.47%	同左
信用保証協会の保証	必須	同左
保証制度	・普通保証（0.28%～1.20%） ・SN保証等（0.50%～0.80%）	・普通保証（0.28%～1.20%） ・SN5号（0.58%）
取扱期間	通年	令和7年6月11日～令和8年3月31日
申込書類 ※HPに掲載	・静岡県中小企業融資制度資金申込書 ・売上減少状況等報告書 ・資金使途明細表 ・県信用保証協会が定める書類	・静岡県中小企業融資制度資金申込書 ・売上減少状況等報告書（別添新様式） ・資金使途明細表 ・県信用保証協会が定める書類

・お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

- ◆ 申込窓口・問合せ先 ◆
- ・県内各取扱金融機関
 - ・静岡県経済産業部商工金融課（054-221-2513）

